

大田区立小中学校外国語教育指導員派遣
事業者募集要項

大田区

令和 8 年 10 月

第1 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

大田区では、以下を目的とし、外国語指導員による外国語教育指導を実施しています。

(1) 小学校

小学校段階にふさわしい国際理解教育を踏まえ、「聞く・話す」力を中心に外国語（英語。以下同じ。）に慣れ親しむ。英語の指導を通じて、外国の文化及び英語に興味又は関心をもたせ、コミュニケーション能力の素地を養う。

(2) 中学校

外国語の指導を通じて、聞くこと、話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。また、強勢、イントネーション、区切りなど基本的な外国語の音声の特徴をとらえ、正しい聞き取り及び発音ができるようにする。

以上のことを踏まえ、大田区立小中学校の生徒・児童に質の高い外国語教育指導を実施できる事業者を募集します。

2 対象等

本事業は以下の学校の全学年の生徒・児童を対象とします。

(1) 大田区立小学校（58校）、館山さざなみ学校、大森第四小学校学びの多様化学校分教室及びおおた国際教育推進校（以下「全小学校」という。）

(2) 大田区立中学校（27校）、糺谷中学校夜間学級、御園中学校学びの多様化学校分教室、御園中学校チャレンジクラス及びおおた国際教育推進校（以下「全中学校」という。）

なお、業務内容の詳細については、別添の仕様書をご覧ください。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

信頼性、事業実施能力、事業に係る意欲、積極性、先進性等を総合的に評価し、事業者を選定します。

4 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

契約は単年度限りとします。なお、次年度以降において契約更新の可能性はありません（初年度を含め3年を限度とする）。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、年度契約の更新を保証するものではありません。

5 契約予定額（上限額）

令和9年度予算未定

※契約は単価契約となります。

※最低制限価格を設けています。

※この要項に定める事業は、令和9年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で業務委託契約の調整を実施するものです。

（参考）令和8年度当初契約金額

（1）全小学校 255,935,900 円（税込）

（2）全中学校 168,955,600 円（税込）

（内訳）

（1）全小学校

ア 小学校 延 12,158 日

イ 館山さざなみ学校 延 37 日

ウ 大森第四小学校学びの多様化学校分教室 延 15 日

エ おおた国際教育推進校 延 142 日

（2）全中学校

ア 中学校 延 7,342 日

イ 糺谷中学校夜間学級 延 9 日

ウ 御園中学校学びの多様化学校分教室 延 15 日

エ 御園中学校チャレンジクラス 延 201 日

オ おおた国際教育推進校 延 603 日

6 令和9年度予定延べ指導日数

（1）全小学校

ア 小学校 延 12,619 日

イ 館山さざなみ学校 延 37 日

ウ 大森第四小学校学びの多様化学校分教室 延 15 日

エ おおた国際教育推進校 延 200 日

（2）全中学校

ア 中学校 延 7,282 日

イ 糺谷中学校夜間学級 延 9 日

ウ 御園中学校学びの多様化学校分教室 延 200 日

エ 御園中学校チャレンジクラス 延 80 日

オ おおた国際教育推進校 延 600 日

なお、内訳及び詳細は、別紙配置日数一覧表のとおり

7 公募・選定スケジュール

公募は、次の日程で行いますが、状況により変更することがあります。

項 目	時 期
募集要項等の公表（区ホームページ）	令和8年10月22日（木）
募集内容に関する質問の受付期限	令和8年10月30日（金）
質問に対する回答（区ホームページ）	令和8年11月4日（水）
応募書類の提出期限	令和8年11月13日（金）
一次審査（書類審査）	令和8年11月16日（月）から 令和8年11月24日（火）まで
一次審査結果通知発送	令和8年11月25日（水）
二次審査（面接（提案）審査）	令和8年12月2日（水）
二次審査結果通知発送	令和8年12月25日（金）

第2 応募

1 応募要件

令和8年10月1日現在、次の要件を全て満たす事業者が、本公募に応募することができます。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、大田区での入札参加資格を有していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 令和6年度以降、東京都の区市町村において、外国語教育指導と同種業務である派遣契約（業務委託契約を含む。）の受注実績を有し、かつ、そのうち1件当たり契約金額2,500万以上のものを含むこと。
- (4) 別紙2配置日数（案）に基づき、指導員を派遣できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 大田区から入札参加資格指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 令和8年10月1日現在、直近1年間の国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼職禁止・事務引継）及び第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。
- (10) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

2 応募方法

(1) 参加申込書及び労働者派遣事業許可証の提出

本事業に応募する事業者は、①全小学校及び全中学校、②全小学校のみ、③全中学校のみのいずれかを選択し、参加申込書（様式1）及び労働者派遣事業許可証を1部区に提出してください。

(2) 応募書類

様式	書類名	備考
様式2	会社の概要等	
様式3	見積書 1 全小学校 2 全中学校	小学校のみを希望する場合、中学校の見積書の提出は不要です（逆も同様）。
様式4	外国語教育指導業務と同種業務の実績（令和6年度以降）	同種業務とは、公立小・中学校に外国語（英語）の指導を専門とする指導員・講師を派遣し、外国語指導を行う業務全般を指す。
様式5	配置予定者一覧	※担当指導員についてはイニシャル可
様式6	担当指導員の経歴等	予定者全員分を作成すること。 ※イニシャル可
様式7	業務方針	フォント10以上、1ページ以内
様式8	企画提案書（様式8） 1 外国語活動・英語教育の取組 2 指導員の採用・育成 3 指導員の管理体制 4 危機管理体制 5 法令遵守	フォント10以上、左記の1～5につき各2ページ以内
様式9	辞退届	
様式10	質問票	

※1 様式は大田区ホームページからダウンロードできます。

(3) 提出部数

- ア 様式1・様式2 原本1部
- イ 様式3～様式8 原本1部 副本10部

(4) 提出方法

- ア フラットファイル等に綴らずに、ダブルクリップ等で束ねたものを提出してください。企画提案書の副本10部も同様です。
- イ 様式3～8の「副本」は、事業者の名称が特定できる表示又はそれを類推できる表示（会社名、代表者名、会社ロゴ等）は、記載しないでください。やむを得

ない場合は、該当箇所にマスキング（塗りつぶし）処理を施してください。

ウ 事前に電話で提出日時を連絡の上、提出書類を提出場所へ受付時間内に持参してください。なお、郵送による提出はできません。

(5) 提出場所及び受付時間

大田区蒲田五丁目 37 番 1 号 ニッセイアロマスクエア 5 階

大田区教育総務部指導課 指導事務担当

電話 03-5744-1436

受付時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時（土・日・祝日を除く。）

(6) 書類作成・応募に当たっての留意点

ア 応募に必要な費用は、応募事業者の負担となります。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

ウ 参加意向確認書提出後に本公募の応募を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出してください。

エ 提出した提案書等書類の内容の変更及び追加はできません。

(7) 提出締切

令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 3 時（※変更する場合があります。）

3 応募の抹消等

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会において、その応募を抹消し、業務の受託候補者となっている場合はその対象から除外します。

(1) 1 の応募要件を満たさなくなった場合

(2) 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(5) 本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本公募関係者と接触をもった場合

4 質問受付

(1) 質問方法

本公募について、質問事項がある場合は、質問票（様式 10）に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください（当該質問票によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は、受付けません。）。

(2) 送信先

電子メールアドレス：sido@city.ota.tokyo.jp

（件名は「大田区立小中学校外国語教育指導員派遣に係る質問票」としてください。）

(3) 受付期限

令和8年10月30日（金）午後3時

(4) 留意事項

- ア 質問は、項目ごとに簡潔に記入してください。
- イ メール送信後に送信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。
- ウ 本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えしません。

(5) 回答

11月4日（水）に区のホームページにて一括して回答します。個別の回答はいたしません。

第3 選定

1 選定方法

選定に当たり、大田区立小中学校外国語教育指導員派遣事業者選定委員会を設置し、次のとおり選定します。

(1) 書類審査（一次審査）

本募集要項第2の2（3頁～4頁）により、提出された書類を審査します。

(2) 提案審査（二次審査）

書類審査を通過した事業者に対し、ヒアリング形式（プレゼンテーションを含む。）による審査を行います。

※日時及び審査の詳細については、別途文書にて通知します。

※提案審査の傍聴はできません。

※事業者による提案審査の録音・録画は認めません。

(3) 判定

書類審査（一次審査）及び提案審査（二次審査）の結果を踏まえ、本業務の事業者として最も適すると認められる事業者を選定します。なお、選定結果は、応募された全ての事業者へ文書にて通知し、区のホームページで発表します。

2 審査項目等

審査項目と審査の視点（概要）については、次のとおりです

(1) 一次審査

審査項目	
実績	同様事業の実績
企画提案内容	外国語活動・英語教育の取組方法及び内容
	指導員の採用についての考え方、研修方法及び内容
	指導員の管理体制
	指導員の危機管理体制

	法令遵守についての考え方
見積提案価格	適正運営価格の算出

(2) 二次審査 提案審査（ヒアリング形式）

審査項目（予定）

- a 事業全般における調整・対応能力
- b 事業を遂行するに当たっての考え方及びその方法
- c 公立小中学校の状況把握、検証、評価及び改善
- d 指導員を活用した外国語活動の効果的提案

第4 その他留意事項

- (1) 本事業の事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、個人情報の保護を規定する法令及び大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）を遵守し、安定した質の高い業務を遂行すること。
- (2) 選定事業者は、事業開始後、選定事業者の責めに帰すべき事由により、小中学校の児童・生徒、保護者、教員又は区に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (3) 本プロポーザルは、本件の受託先候補者を選定するものであり、契約締結は、大田区総務部経理管財課が担当します。
- (4) 本募集要項に定めのない事項については、区の指示によること。

事 務 局	
所在地	郵便番号 144-8623 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育総務部指導課指導事務担当
電 話	03-5744-1436
F A X	03-5744-1665
メールアドレス	sido@city.ota.tokyo.jp